

座間市キャッシュレス決済導入委託に係る  
プロポーザル実施要領

座間市  
令和5年4月

## 1 趣旨

この要領は、キャッシュレス決済導入を委託するに当たり、受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 件名

座間市キャッシュレス決済導入委託

### (2) 目的

本庁舎内窓口での手数料等の支払いについて、キャッシュレス決済を導入し、多様な支払方法の提供による市民の利便性向上と、職員の業務効率化を図ることを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

## 3 参考予算限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

総額 13,079千円

内訳 キャッシュレス決済処理環境導入委託 12,786千円※1

キャッシュレス決済（セルフレジ）システム利用料 293千円※2

※1 契約締結から令和6年3月31日までの保守及び運用支援を含むこと

※2 令和5年度は令和5年10月1日から6ヶ月間の利用を想定

## 4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5年度座間市入札参加者名簿に登録されている者であること。または、所定の期日までに令和5年度座間市入札参加者名簿に登録できること。
- (2) 本業務を円滑かつ確実に遂行する十分な能力及び体制を有している者であること。
- (3) 地方公共団体に対し、本案件と同程度の導入・運用実績があること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (6) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (8) 提案募集開始日から受託候補者の特定の日までの期間に、座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成

1 1年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(10) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

## 5 提案者向け説明会及び質問事項について

本プロポーザルに関して提案者向け説明会は実施しない。

本件に関する質問は、別添「質問票【会社名】」に質問を記載の上、対応窓口メールアドレス宛に電子メールに添付し送信すること、なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

件名は「座間市キャッシュレス決済導入委託質問票（会社名）」とすること。

質問は令和5年4月18日（火）から令和5年4月24日（月）午後5時まで受け付け、回答は令和5年4月25日（火）までに、市ホームページに掲載する。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができる。

## 6 参加表明手続

本プロポーザルへの参加者は、次の(1)提出物及び「7 提案書の提出」の(1)(2)提案書等の関係書類を添えて提出すること。

### (1) 提出物 各1部

ア プロポーザル方式参加表明書・・・第1号様式

イ 誓約書・・・第2号様式

ウ 会社概要・・・任意様式

エ 業務実績・・・任意様式とするが、「4 参加資格要件」の(3)が確認できる契約書の写し等を必ず添付すること。

## 7 提案書等の提出

参加者は参加表明書等と併せて次の(1)(2)を提出すること。

### (1) 提案書（紙媒体の場合は12部）

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を提案書等により提案すること、なお、提案書の作成に当たっては、下記項目ごとに提案内容をまとめること。

また、提案書の表紙に第3号様式を添付すること。

ア 業務実績

イ 決済端末等の機能

ウ 収納情報の管理機能

エ 取扱可能な決済手段

オ 取扱手数料

カ 指定納付受託者の事務フロー

キ 運用保守、研修

ク 組織体制、業務工程

ケ その他独自、追加提案

## コ 見積価格

### (2) 見積書及び見積内訳書（1部）

本業務内容を実施するための費用を全て記載すること、また、翌年度以降の運用に係る費用の見積書及び見積内訳書を別途作成すること、なお、金額は消費税等込みの金額を記入すること。

### (3) 提出期間

令和5年4月25日（火）から令和5年5月8日（月）午後5時必着

※提出期限を過ぎた提案書等は受け付けない。

### (4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールとする。

※持参の場合は土、日、祝日を除く平日午前8時30分から午後5時までとする。

※電子メールの場合は、送信後に電話等で到着確認を行うこと。

### (5) 提出先

〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市総合政策部デジタル推進課DX戦略係

電話 046-252-8537（直通）

電子メール densan@city.zama.kanagawa.jp

## 8 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者の選定は、座間市キャッシュレス決済導入委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し行うものとする。

## 9 第1次審査（書類審査）の開催（※実施する場合）

プロポーザル参加者が多数となった場合は、提案書の内容、実施体制等書類審査し、第2次審査に進むもの（以下「第1次審査通過者」という。）を選択する。

## 10 第2次審査（プレゼンテーション）の開催

第1次審査通過者を対象に、プレゼンテーションを実施する。

### (1) 日時

令和5年5月22日（月）

開始時間、持ち時間等は別途連絡する。

### (2) 場所

座間市役所5階 5-4会議室

### (3) その他

説明に当たり必要とする機器がある場合は、説明者が用意すること。なお、プロジェクター及び電源は貸し出すことも可能である。

## 11 評価及び特定

### (1) 評価及び特定

評価及び特定は選定委員会で行う。

### (2) 評価方法

提出書類と第2次審査（プレゼンテーション）の内容を、評価基準に基づき選定委員会にて採点し、最高得点を取得した者を特定者とする。

ただし、評価の結果、提案者全ての提案内容が要求水準に満たない場合、特定は行わない。

## 12 契約締結に向けての協議

受託候補者特定後、契約締結に向けた協議を行い、最終的な仕様書を作成することとする。

## 13 日程及び提出書類等

時 期	内 容
令和5年4月18日	公募要領の告示、配布
4月18日～4月24日	質問事項の受付期間
4月25日～5月8日	参加表明書等・提案書の受付期間
5月中旬	選定委員会の開催（第1次審査）（※実施する場合）
5月中旬	第1次審査結果の通知
5月22日	選定委員会（第2次審査、プレゼンテーション）
5月下旬	審査結果の通知
6月上旬	契約候補者との協議
6月中旬	契約締結
6月中旬	業務履行開始

## 14 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 実施要領に定める事項に違反が判明した場合

イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

ウ その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合

(2) 本プロポーザルに要する費用は全て参加者の負担とする。

(3) 提出された提案書等は返却しない。

(4) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適時市が判断するものとする。

## 15 本件に関する対応窓口

座間市総合政策部デジタル推進課

担 当：高橋、太田

電話番号：046-252-8537（直通）

電子メール：densan@city.zama.kanagawa.jp